

岩手県告示第 532 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 6 月 27 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 栗原建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区中田町 4 番 29 号
 - ウ 代表者の氏名 千葉裕之
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 1383 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 6 月 27 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 6 月 24 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐公建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区若柳字愛宕 592 番地
 - ウ 代表者の氏名 佐藤典子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 1585 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 6 月 23 日付けで土木工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 6 月 27 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社菊地建設
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区羽田町駅東一丁目 25 番地
 - ウ 代表者の氏名 菊地みつゑ
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 1600 号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 6 月 26 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 6 月 9 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 関上工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目町第 8 地割 90 番地 2
 - ウ 代表者の氏名 関上次男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 5012 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 6 月 3 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、

鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成 20 年 5 月 30 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社小原電気商会

イ 主たる営業所の所在地 花巻市山の神 503 番地

ウ 代表者の氏名 小原勇

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第 5398 号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 5 月 29 日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成 20 年 6 月 9 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 深渡建築

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡普代村第 13 地割 75 番地 1

ウ 代表者の氏名 深渡昭三郎

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第 6317 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 6 月 5 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成 20 年 6 月 13 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 江刺住建

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区八日町二丁目 3 番地 41 号

ウ 代表者の氏名 熊谷務

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第 9988 号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 6 月 11 日付けで建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。